

## 第13回研究会における検討事項

### 第1 株式の無償交付の従業員等への拡大（続き）

令和元年改正会社法により、上場会社の取締役に対しては、役員報酬としての株式の無償交付（金銭の払い込みを要しないこと）が認められたものの（会社法第202条の2）、取締役でない従業員、子会社の役職員については、取締役と同様の規律を設けることとはされなかった。この点については、上場会社の従業員、子会社の役職員に対しても、株式の無償交付を認めるべきであるとの指摘がある。

このような指摘やこれまでの本研究会における議論を踏まえ、どのような規律が考えられるか（取締役会において無償交付に関する方針を決定した場合において、その定めに従うときは、金銭の払込み等を要しない旨を定めて従業員等に対して募集株式を発行することを許容するとともに、有利発行規制を及ぼすという方向性は考えられるか。あるいは、無償交付の相手方の範囲及び無償交付できる株式の上限を株主総会の決議によって定めることができるものとし、その定めに従う場合は金銭の払込み等を要しない旨を定めて従業員等に対して募集株式を発行することを許容するという方向性は考えられるか。）。そのような規律を検討するに当たり、既存株主の利益の保護、有利発行該当性の整理、無償交付の対象者の範囲、対象となる株式会社の範囲、現行会社法第202条の2の規定の整理等についてどのように考えるか。

### 第2 株式交付制度の見直し（続き）

令和元年会社法改正により導入された株式交付制度について、次のような指摘がある。

- ① 外国会社を子会社化する場合にも株式交付を利用することができるようにすべきである。
- ② 他の会社を子会社化する場合以外の場合（他の会社の株式を買い増すような場合）にも株式交付を利用することができるようにすべきである。
- ③ 株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を否定すべきである。
- ④ 株式交付親会社において、一定の場合には債権者異議手続が要求されているが、これを不要とすべきである。

以上を踏まえ、株式交付に関する規律を次のように見直すことは考えられないか。

- (1) 子会社の株式の追加取得についても株式交付の対象とする。
- (2) 株式会社を子会社化する場合一般を株式交付の対象とする。
- (3) 外国会社を子会社化する場合を株式交付の対象とする。
- (4) 株式交付親会社における反対株主の株式買取請求権を認めないこととする。
- (5) 株式交付親会社における債権者異議手続を廃止する。
- (6) 前記(1)、(2)及び(4)に伴い、株式交付の定義を改める。

### 第3 現物出資規制の見直し（続き）

株現物出資規制については、株式会社に対して現物出資するには、原則として裁判所の選任する検査役の調査が必要となるところ、この規制がスタートアップに対する知的財産権等の現物出資の支障となっているとの指摘がある。また、株式交付制度の導入されたのは、株式を対価として買収を行う場合において、現物出資規制が障害となっていたことに対処しようとするためであったことを踏まえると、前記第2の株式交付制度に係る要請も、根本的には現物出資規制が原因となっているものと考えられる。

以上を踏まえると、現物出資規制を見直すことが考えられるのではないか。その方向性として、検査役調査制度の見直し（検査役の調査が不要となる場合の追加や修正等）、不足額填補責任の見直し（責任の性質の見直しや、責任の範囲の見直し等）が考えられないか。